

生駒市教育委員会規則第 3 号

生駒市視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 29 日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する規則を廃止する規則

生駒市視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する規則（昭和 53 年 4 月生駒市教育委員会規則第 1 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。